

第1章 総則

第1条 適用

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、大阪府都市整備部の「測量、調査及び設計業務等委託必携」、「**委託役務業務必携**」、「土木請負工事必携」（「土木工事共通仕様書」、「土木工事共通仕様書附則」、「土木工事施工管理基準」及び提出書類様式、各種基準・要綱等をいう。）（以下「必携」という。）、「下水道管渠実施設計業務委託標準仕様書（公益社団法人日本下水道協会）（以下「標準仕様書」という。）」によるものとし、原則として契約前の入札公告（随意契約による場合は見積り依頼）時における本特記仕様書交付開始日での最新版を適用するものとする。ただし、それ以降に改正等があった場合は、契約期間中に受発注者間で協議の上、必要に応じて最新版の適用に代えるものとする。

なお、必携は大阪府都市整備部ホームページ（以下の URL 参照）に記載している。

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/giken/index.html>)

また、土木設計業務等委託契約約款第1条に定める設計図書の優先順位は、①質問回答書（連絡事項登録を含む。）、②特記仕様書、③図面（数量総括表を含む。）、④土木工事共通仕様書附則、⑤測量、調査及び設計業務等委託必携、**委託役務業務必携**、土木請負工事必携（④を除く。）、⑥下水道管渠実施設計業務委託標準仕様書（公益社団法人日本下水道協会）とする。

（1）情報共有システム及び電子納品

本業務は、大阪府情報共有システムおよび完成図書の電子納品対象案件とする。情報共有システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。情報共有システムを用いて作成及び提出等を行った帳票については、署名または押印がなくても有効とする。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「大阪府都市整備部電子納品要領（案）[業務委託編]（以下、要領）」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。電子納品における成果品の規格等については、下記基準類に基づくものとする。「大阪府都市整備部電子納品要領（案）[業務委託編]」（平成31年4月 大阪府都市整備部）情報共有システム及び「大阪府都市整備部電子納品要領（案）[業務委託編]」については大阪府都市整備部のホームページに掲載している。

・情報共有システム：

(https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/cals/CALS_j.html)

・電子納品：<https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/cals/cals2.html>

上記に定めのない事項については、必要に応じて監督職員と協議の上、これを定める。

（2）見積参考資料

設計図書のほかに提示する見積参考資料は、あくまでも見積の参考資料であり、入札参加者の適正・迅速な見積に供するため参考に示した一資料に過ぎず、契約上の拘束力を何ら生じるものではない。このため、履行方法等成果物を完成するために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定めるものとする。業務の実施に当たってはこの趣旨を十分理解し、事故発生等を招かないよう、その防止措置に留意すること。

第2条 目的

本業務は、東部流域下水道事務所管内の管路施設において、包括的な管理業務を実施するにあたり必要な事項を定めるものである。

第3条 履行期間

本業務の履行期間は令和5年10月2日から令和10年3月31日までとする。

第4条 統括責任者

本業務の履行にあたり統括的な管理業務を実施するため、統括責任者を配置することとし、統括責任者の資格については、発注概要書に記載する要件を満たすものとする。

第5条 管理技術者及び照査技術者

土木設計業務共通仕様書第1107条第3項に規定する管理技術者及び第1108条第2項に規定する照査技術者の資格については、発注概要書に記載する要件を満たすものとする。

第6条 現場代理人及び監理技術者

本業務の修繕工事（建設工事）の施工にあたっては、発注概要書に記載する要件を満たすものとする。なお、監理技術者については専任配置を原則とするが、専任期間の取り扱いは、土木工事共通仕様書附則1-3配置技術者の規定による。ただし、契約書第24条の規定を適用し、建設工事の全部を中止している期間又は「出水期間」において、修繕工事（管きょ修繕及びマンホール蓋取替）の現場施工を全く実施しない期間で、あらかじめ書面で発注者の承諾を得た期間を除く。

第7条 照査の実施

本業務は照査技術者により照査を行うものとする。照査技術者は、共通仕様書第1108条第2項に規定しているように、照査計画を業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

照査技術者は設計図書に定める又は監督職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに照査結果を照査報告書として取りまとめ、照査技術者の責において署名押印の上、管理技術者を通じ監督職員に提出しなければならない。また、照査報告にあたっては照査技術者自らが監督職員に説明しなければならない。

照査が必要な業務	照査の実施時期
ストックマネジメント計画策定業務	下記のとおり2回を実施することとする。 ①点検・調査計画及び修繕・改築計画の妥当性 ②成果品納品時
修繕設計業務	下記のとおり3回を実施することとする。 ①基本条件決定時 ②工法選定、施工計画決定時 ③成果品納品時
改築設計業務	下記のとおり3回を実施することとする。 ①基本条件決定・腐食状況調査完了時 ②工法選定、施工計画決定時 ③成果品納品時

第8条 テクリス

1) 受注者は、業務計画書（設計業務等共通仕様書 共通編第1112条）の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する場合も同様とする。

2) 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下のとおりとする。

①業務打合せ（電話等打合せを含む）において、監督職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務携わっていることが明確な技術者

- ②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者
- 3) 業務実績情報システム（テクリス）に登録する技術者は、業務完了までに受発注者双方の確認の上、確定するものとする。

第9条 設計点検の受検

本業務は業務完了後に提出された成果品について、別途発注の業務による設計点検を受検する場合がある。

設計点検により指摘された内容は、受注者が確認を行い、設計ミスと判明した場合は速やかに修正等の措置を行わなければならない。

第10条 諸手続

本業務に伴い必要となる官公署等への諸手続は、監督職員の承諾を得て、受注者の責任において速やかに行わなければならない。

第11条 土地への立ち入り等

1. 本業務における立ち入り不可能箇所は次のとおりとする。

場所	備考
該当なし	

2. 業務の実施に伴う植物の伐採、かき・さく等の除去又は土地若しくは工作物の一時使用により生じる損失のうち下記以外のは受注者の負担とする。

場所	損失物件等		
	損失の内容相手方等	相手方等	備考
該当なし			

3. 現地調査を実施する場合、調査員のうち1人は必ず自己の身分証明書を携帯して業務にあたるものとする。
4. 身分証明書は、土地等の所有者、その他関係人等からの請求があったときは、これを提示するものとする。
5. 身分証明書の内容については委託契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、別に定める身分証明書に基づき、発注者が交付するものとする。
6. 身分証明書の発行対象者は原則として、統括責任者、管理技術者及び監理技術者とする。ただし調査員の編成等に関連して別途必要となる場合は、契約後速やかに、その適任者を届け出て交付を受けるものとする。
7. 強制立ち入り等で関係法令に基づく身分証明書については別途とする。

第12条 設計業務の内容

図面の作成にあたっては、「CAD製図基準（案）」に準拠して作成しなければならない。

第13条 設計業務の条件

（建設副産物対策）

共通仕様書第1209条（設計業務の条件）の9に基づき、建設副産物の検討成果として、別添のリサイクル計画書を作成するものとする。

請負者は、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（平成18年6月）の趣旨に配慮し、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らねばならない。

（新技術の活用）

新技術情報提供システム（NETIS）において、NETIS（評価情報）に掲載されている

技術と同一工種（分類毎）の設計がある場合は、比較検討し、提出するものとする。

（概算工事費）

物価資料等に掲載のない材料を採用する場合は、メーカー等から見積もりを徴収（メーカーが複数ある場合は3社以上）し、監督職員と協議すること。

第14条 施設情報等の電子データ化及び管理方法

（施設情報）

本業務において、収集した施設情報を一元的に管理し、効率的に活用できるように電子データ化する。

なお、電子データの管理手法については、「下水道共通プラットフォーム（公益財団法人日本下水道協会）」を使用することとする。

業務着手時には、既存の施設情報及び維持管理情報を電子化（下水道台帳管理システム標準仕様（案）・導入の手引き Ver. 5 に準拠）した情報を貸与するため、これを使用すること。

また、下水道共通プラットフォームに入力できない項目等は、別途、データベースを使用する等適宜対応し、情報管理を行うこと。

施設情報については、新たに供用した管路施設及び更新された施設について、下水道共通プラットフォーム及び建設 CALS システムへの更新を毎年度実施することとする。更新方法については、貸与資料記載の報告書により確認するものとする。

（日常的維持管理情報）

本業務において、収集した日常的な維持管理情報（巡視・点検・清掃・苦情・事故等）を一元的に管理し、効率的に活用できるように電子データ化（下水道共通プラットフォームへの入力）する。

（計画的維持管理情報）

本業務において、収集した計画的な維持管理情報（修繕・改築・施設新設等）を一元的に管理し、効率的に活用できるように電子データ化（下水道共通プラットフォームへの入力）する。

第15条 再委託にかかる承諾

（巡視、点検、調査及び清掃汚泥除去業務）

本業務において、交通誘導警備員の配置が必要な業務については、再委託の承諾を必要としない。ただし、次のいずれにも該当しない場合に限る。

- ア) 業務の主要な部分を再委託すること。
- イ) 契約金額の相当部分を再委託すること。
- ウ) 競争入札における他の入札参加者に再委託すること。

（調査診断業務）

本業務において、管きょ調査等の専門的なTVカメラ機器等を使用する場合には、再委託することができる。ただし、再委託等の必要が生じた場合は、書面により承認の手続きを行うものとする。

第16条 標準的な業務工程表

本業務については、仕様発注方式であるものの、巡視、点検、調査、設計及び修繕の詳細な時期は、受注者の裁量の範囲において、実施することを前提とするが、法定点検、実施回数及び施工時期等に特別の定め（管きょ内作業等の非出水期に履行及び施工が限定されるもの）があるものは、本仕様書の規定によること。

また、標準的な業務工程表を別紙のとおり示しているため、これを参考とし、各業務の予定工程を検討すること。なお、業務内容及び人員配置などから標準的な業務工程表により難しい場合は、監督職員と協議し、承認のうえ実施すること。

第2章 スtockマネジメント計画策定業務

第17条 目的

本業務は、対象施設について、「大阪府流域下水道事業Stockマネジメント実施方針 令和2年4月 大阪府」に基づく施設管理目標及び長期的な改築シナリオから、より具体的な巡視・点検・調査計画及び修繕・改築計画を策定することを目的とする。

なお、本管路管理業務全般を履行する上で基盤となることから、本業務着手ののち速やかに作成するものとする。

さらには本管路管理業務の履行中に新たな課題（劣化の進行等を含む）が確認された場合は、その都度見直しの必要性について、監督職員と協議し、必要に応じてその見直しを行うものとする。

第18条 対象範囲

(イ) 管路施設Stockマネジメント計画の策定

管路施設	対象の有無等
対象区域面積	1,006 ha (201.2 km)
管きよ	有
マンホール	有
マンホール蓋	有

(ロ) 修繕・改築計画

管路施設	対象の有無等
延長	9.35 km (緊急度Ⅰ及びⅡ)
マンホール	有
マンホール蓋	有

第19条 Stockマネジメント実施方針の確認

Stockマネジメント実施方針は、長期的視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の巡視・点検・調査、修繕・改築計画を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的としている。

本業務では、「大阪府流域下水道事業Stockマネジメント実施方針 令和2年4月大阪府」に示された管理目標に基づく、施設ごとの具体的な巡視・点検・調査計画の策定、既存の調査結果に基づく修繕・改築計画の策定とこれらの実践を行うものとする。

(施設情報の収集・整理)

管路施設の巡視・点検・調査計画及び修繕・改築計画の検討に必要な施設情報の収集・整理、

現地確認等を行う。

(イ) 大阪府流域下水道事業ストックマネジメント実施方針に関する情報の収集・整理

(ロ) 巡視・点検・調査に関する情報の収集・整理

① 図面

② 施設状態（劣化の程度）

③ 維持管理履歴（修繕記録、事故・故障記録、診断記録、清掃記録、管路施設内水位情報）等

(ハ) 修繕・改築に関する情報の収集・整理

① 経過年数

② 標準耐用年数

③ 改築費用（又は改築単価）

④ 緊急度、健全度

(現地踏査)

既存の施設情報収集で得られた情報に基づき、特に地域特性、土地利用等の現地の状況確認が必要な箇所を対象として現地踏査により確認を行う。

(長期的な改築事業シナリオの設定)

改築に関する複数のシナリオの中から費用、リスク、執行体制を総合的に勘案し、最適な改築シナリオを設定する。

(1) 管理方法の選定

管きよ、マンホール、マンホール蓋等の対象とする施設ごとに、本府の特性に応じた管理方法を設定する。

(2) 改築条件の設定

最適な改築シナリオを選定するために、各施設の管理方法を考慮したうえで、目標耐用年数による改築時期や改築に必要な費用を設定する。

(3) 最適な改築シナリオの選定

施設管理の目標設定を踏まえ、複数のシナリオを設定する。費用、リスク、執行体制を総合的に勘案し、本府の実情に応じて事業費の平準化を考慮した最適な改築シナリオを選定する。

(4) 長期的な改築事業シナリオのとりまとめ

上記の検討結果を50～100年程度の長期的な改築事業シナリオとして、修繕・改築対策施設、実施時期及び概算費用を取りまとめる。

(巡視・点検・調査計画の策定)

長期的な視点から巡視・点検・調査の頻度、優先順位、単位、項目について、一般環境下と腐食環境下に大別して検討する。

また、実施計画では、事業計画期間を勘案し、概ね5～10年程度において、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、点検・調査を行うかを一般環境下と腐食環境下に大別して検討する。

(1) 環境区分の設定)

管きょ、マンホール、マンホール蓋等の対象とする施設ごとに、腐食劣化の実態や、これまでの点検・調査において把握した腐食環境を踏まえて、対象施設すべてにおいての一般環境下と腐食環境下の区分設定を行う。

(2) 点検・調査対象施設・実施時期の設定

事業期間を勘案して、点検・調査対象施設及び実施時期を設定する。

(3) 点検・調査の方法の検討

施設の緒元、特性やリスクの評価結果を踏まえて点検・調査方法の検討及び清掃・点検・調査の合理的組合せを検討する。

(4) 概算費用の算定

「点検・調査対象施設・実施時期」及び「点検・調査の方法」の検討結果を踏まえ、事業計画期間を勘案し、概ね5～10年程度の概算費用を算定する。

(5) 点検・調査計画のとりまとめ

上記の検討結果に基づき点検・調査計画としてとりまとめる。

また、直近5年間の計画においては、本管路管理業務において実践することとする。

なお、本業務履行中における点検・調査情報を蓄積した中で、必要に応じて見直しを行い精度向上に努めるものとする。

(修繕・改築計画の策定)

点検・調査結果に基づき施設の劣化状況を把握し、長期的な改築事業のシナリオ設定を踏まえ、事業計画期間を勘案し、概ね5～10年程度における改築の優先順位を設定する。

また、実施計画では、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、修繕・改築を行うかを検討する。

(1) 既存の診断結果により判定された健全度・緊急度と、長期的な改築事業のシナリオを踏まえ、対策の必要性を検討する。

(2) 修繕・改築の優先順位の検討

従来の施設整備事業や地震・津波対策及び浸水対策事業などの機能向上に関する他計画を考慮し、リスク評価結果を踏まえて修繕・改築の優先順位を検討する。

(3) 対策範囲の検討

優先順位を踏まえて修繕・改築対策が必要と位置づけたスパンについて、修繕か改築かを判定する。管きょ以外に検討対象とした施設（マンホール、マンホール蓋）で対策が必要と判定されたものについては、劣化状況に応じて、修繕か改築かを判断する。

(4) 長寿命化対策検討対象施設の選定

長寿命化対策の検討対象とする施設を選定し、現場状況、劣化状況に応じた長寿命化対策工法の有無の確認を行い、長寿命化対策を検討する必要性を確認する。

(5) 改築方法の検討

改築と判定した管廊施設を整理し、更新（布設替え工法）か長寿命化対策（更生工法）かを選定する。また、ライフサイクルコストを算定し、長寿命化対策の実施効果を検証する。

(6) 実施時期の設定及び概算費用の算出

長寿命化対策施設及び長寿命化計画対象区域内の更新や修繕に必要な事業量の算出と概ね5～

10 年程度の実施時期を設定する。また、事業計画期間に改築する管路施設の対象延長及び施工方法を整理し、年度別事業量、年度別概算事業費を算出する。

(7) 修繕・改築計画のとりまとめ

上記の検討結果及び他事業との成功を勘案した修繕・改築計画としてとりまとめる。

(報告書作成)

報告書では、管路施設ストックマネジメント実施方針に係る具体的な事業計画及びその概要書を作成するものとし、施設情報収集整理の内容、リスク評価、施設管理目標、長期的な改築事業のシナリオ設定の概要、点検・調査の概要、修繕・改築計画の概要、その他必要資料を集成するものとする。

第 3 章 管きょマンホール巡視・点検業務

第 20 条 目的

本業務は、下水道管きょの巡視及びマンホール蓋の点検を実施し、歩行者、交通機関等の安全を確保することを目的とする。

第 21 条 業務場所及び対象施設

本業務の業務場所及び対象施設は別図管内図及び対象施設一覧表のとおりとする。

第 22 条 巡視・点検内容

本業務の巡視、点検等の内容は次のとおりとする。

(1) 巡視方法及び内容

巡視は、管路施設が埋設されている地表やマンホール周辺の異常の有無を、地表より確認するものである。

巡視工の項目・内容は次のとおりとする。

- ① 地表面の状況（地表面の沈下、亀裂、陥没の有無）
- ② 施設の状況（マンホール蓋の据付け不良、破損等）
- ③ その他（異常臭気、不正使用、不法占拠、公共用水域への汚水の流出）

(2) 点検方法

① マンホール等

マンホール等の点検方法は外観目視点検とし、マンホールの開閉等については行わないこと。尚、異常個所を発見した場合は速やかに発注者に連絡を行うこと。

② 臭気確認

臭気の測定方法は嗅覚により測り、表示については臭気強度「6 段階臭気強度表示法」により示すこと。なお、蓋周辺において、臭気強度 4 「強い臭い」を確認した場合は速やかに発注者に連絡を行うこと。

(3) 点検内容

① マンホール等

a. 蓋のがたつきの有無

g. 蓋鍵部損傷の有無

- b. 受枠のがたつきの有無
- c. 蓋と受枠との段違いの有無
- d. 枠と路面との段違いの有無
- e. 蓋損傷の有無
- f. 受枠損傷の有無
- h. 蓋周辺損傷の有無
- i. 蓋縁石損傷の有無
- j. 盛土での埋没の有無
- k. 道路での埋没の有無
- l. その他損傷の有無

② 臭気確認

蓋周辺部の有無。

臭気強度

- 0：無臭
- 1：やっと感知できる臭い
- 2：何の臭いであるかわかる臭い
- 3：楽に感知できる臭い
- 4：強い臭い
- 5：強烈な臭い

臭気の種類

- a: 下水臭（溝臭）
- b: 尿尿臭（アンモニア臭）
- c: 硫化水素臭
- d: 薬品臭
- e: その他臭

(4) 巡視・点検報告書

巡視・点検報告書に点検結果を記入し報告を行うこと。

(5) 巡視・点検記録写真

写真撮影は、幹線及びマンホール毎の状況がわかるように撮ること。また、管路施設に損傷がある場合は詳細に撮ること。

(6) 巡視・点検回数

巡視回数は、年2回（令和5年度は1回）、点検回数は、年2回（4～6月、10～12月にそれぞれ1回※令和5年度は1回）とし、豪雨及び震度5以上の地震が発生した場合は速やかに臨時点検を行うこと。なお、臨時点検は過年度の点検実績を基に計上しているため、実績に応じて設計変更の協議対象とする。

豪雨時の点検箇所は、流入ゲート調整の影響がある箇所とし、過年度の実績等を踏まえ事前に監督職員と協議の上、決定するものとする。

(7) その他

- ① 当該業務の実施にあたっては、管路施設管理の経験者の下にて行うこと。
- ② 受注者は、労働安全衛生法及びその他関係法令を厳守し、特に交通事故等に注意し、作業の安全に努めること。
- ③ 本仕様書に記載のない事項については、発注者と協議して決めるものとする。

第23条 報告書

報告書の内容は次のとおりとする。

- (1) 報告書は巡視、点検実施毎に巡視、点検報告書及び点検記録写真を添付し提出のこと。
- (2) 報告書提出部数
報告書 巡視、点検毎に1部

第4章 マンホール蓋清掃点検業務

第24条 目的

本業務は、出水期におけるマンホール蓋飛散事故等を防止するためにマンホール蓋の清掃、点検を実施するものである。

第25条 作業内容

1 箇所

業務委託対象箇所は別紙「対象施設一覧表」に示すとおりとする（毎年度1回実施）。

2 内容

- (1) 流域幹線等マンホールにおいて、「下水道維持管理指針 実務編 -2014年版- 公益社団法人 日本下水道協会 第10章 管路施設 第3節マンホール」に基づき下記の内容で点検を行いランク付けすること。

点検項目	点検内容
損傷劣化による判定	外観、ガタツキ、表面摩耗 腐食（鋳出し表示の消滅、開閉機能の阻害）の有無 機能（浮上防止、かぎ構造、転落防止）の作動不良の有無 その他（高さ調節部の損傷、ふた・受け枠間の大きな段差）

ランク付けについては

- A：危険度が非常に大きく、緊急に措置が必要なレベル。
- B：危険度が大きく、早期の措置が必要なレベル。
- C：危険度が中程度で、計画的な対応措置が必要なレベル。
- D：危険度が小であるが、経過観察が必要なレベル。
- E：問題ないレベル。

の5段階で行い、各点検内容における判定基準について下記に記す。

マンホール蓋の判定基準

(1) 外観	区分		無	有	
	状況				
	クラック		E	A	
	欠け		E	A	
(2) がたつき	区分		音・動きが無いもの	音・動きがあるもの	
	状況				
	車両通過時・足踏み時		E	A	
(3) 表面摩耗	残存模様(H)mm		H>3mm	3~2mm	H≤2mm
	設置場所				
	車道	一般箇所	E	C	A

		特殊箇所	E	A	A
	歩道		E	D	A
特殊箇所とは交差点・カーブ・坂道等、二輪車のスリップしやすい場所					
(4) 腐食	区分		無	有	
	状況				
	鑄出し表示の消滅		E	B	
		開閉機能の阻害	E	B	
(5) 機能の作動	区分		機能する	機能しない	
	状況				
	浮上防止		E	A	
	かぎ構造		E	A	
		転落防止	E	A	
(6) その他	区分		無	有	
	状況				
	高さ調節部の損傷		E	A	
		ふた・受け枠間の大きな段差	E	A	

- (1) 飛散防止型・浮上防止型マンホール蓋においては、上記作業に合わせて内蓋清掃（飛散防止型のみ）、注油、調整及び飛散防止機能、浮上防止機能の動作確認を行うものとする。中蓋受け枠のボルト止めのは受け枠を外して清掃すること。
- (2) マンホール蓋の清掃内容は次の通り行うものとする。
 - ① 上蓋・中蓋・受け枠の表面及び裏面を「皮スキ」、「ワイヤーブラシ」等でケレン・清掃すること。また、受け枠と上蓋の噛み合わせ箇所についても適正な噛み合わせになる様にケレン・清掃すること。
 - ② 飛散防止型マンホール蓋の中蓋に堆積している土砂、ゴミ等を取り除くこと。
- (3) 点検結果については「マンホール蓋清掃点検結果一覧表」を作成すること。

3 安全管理

- (1) 受注者は作業区域内に交通誘導警備員を配置し、歩行者並びに車両等の通行を安全に誘導すること。なお、府公安委員会認定路線については、交通誘導警備員Aを1名以上配置すること。
また、作業中は保安設備を設置し十分な対策を行うものとする。
- (2) 受注者は、速やかに関係官公署等に、作業に必要な道路使用、交通の制限等の届出または許可申請を行い、その許可等を受けること。

4 業務記録写真

- (1) 業務記録写真の撮影については、次のとおり行うものとする。
 - ① 飛散防止型・浮上防止型マンホール蓋については、1箇所につき作業前全景（周囲

の建築物、交通規制状況等を含むこと)、蓋の現況、清掃後、カギ等の状態確認時、中蓋設置状況、の5工種を撮影すること。なお、飛散防止型・浮上防止型以外のマンホール蓋についても、上記に準じて撮影を行うものとする。

- ② 業務記録写真の撮影に際しては、業務名、幹線名、マンホールNo、受注者名を記載した黒板等を被写体と共に写すこと。
- ③ 業務記録写真については、「デジタル写真管理情報基準 令和2年3月 国土交通省」を準拠するものとする。

5 完成図書

完成図書の仕様及び部数は次のとおりとする。

- ① 完成図書はA4サイズとし1部提出とする。
- ② マンホール蓋清掃点検結果一覧表、業務記録写真、電子媒体及び監督職員が指示するものを全て綴じこむこと。

第26条 その他

- (1) 受注者は、業務を実施するにあたり、地元住民等に業務内容を説明し、理解と協力を得ると共に、苦情等があった場合は監督職員へ報告し、受注者の責任において迅速に対応を行うものとする。
- (2) 業務中において万一、第三者に損害を与え、また既存の構造物に損害を与えた時は、受注者の負担において原状回復または賠償しなければならない。
- (3) その他仕様書に定めのない事項または、疑義が生じた場合は、監督職員と協議を行うものとする。

第5章 増補幹線分水マンホール堰高点検業務

第27条 業務の目的

本業務では、特記仕様書に示す対象施設について、増補幹線分水マンホールの構造及び角落し設置状況を点検確認するとともに堰高を測定記録することを目的とする。

第28条 対象施設

本業務で点検を行う施設は対象施設一覧表及び別添位置図のとおりとする。

第29条 業務の内容

(1) 点検業務

対象施設となる増補幹線分水マンホールに入坑し、設計図面及び堰高一覧表に記載された角落し部材等が設置されているか目視点検を実施する。

角落し設置による堰高が設計図面及び堰高一覧表に示す通りとなっているか、測定し記録する。

目視点検及び堰高測定により、設計図面及び堰高一覧表と異なる箇所については、監督職員に

報告し、必要な対応について、協議打合せを行うこととする。

(2) 報告書作成

点検結果のとりまとめを行うとともに、設計図面及び堰高一覧表と異なる部分については、点検、写真及び測定した結果を記録すること。

幹線名	分水 人孔番号	場 所	区分	堰 構 造				部 材				埋設位置	点検日	調査の 昼夜間別	点検結果
				200s堰高 TP m	スタブ高 TP m	現設置高 TP m	堰材質	長さ (mm)	高さ (mm)	幅 (mm)	枚数				
門真寝屋川(三)増補幹線(二)	No.2	寝屋川市昭栄町	設計	0.272	-0.320	0.272	FFU	2,660	200	118	3				異常なし
			実測	—											
	No.1	寝屋川市昭栄町	設計	0.046	-0.920	0.046	FFU	3,070	250	138	4				
			実測												
	No.5	寝屋川市大成町	設計	-0.051	-1.309	-0.051	FFU	1,910	300 258 200	98	5				
			実測												

第 30 条 安全対策

(1) 本点検の実施にあたり交通誘導警備員を下表のとおり計上しているため、現場状況を踏まえて、適切に配置すること。

なお、所轄警察等の打合せの結果又は、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

作業名	作業時間	種 別	配置人数
マンホール目視点検 (分水マンホール)	昼間作業	交通誘導警備員 A	1 人・日
		交通誘導警備員 B	1 人・日
	夜間作業	交通誘導警備員 A	1 人・日
		交通誘導警備員 B	1 人・日

(2) 分水マンホールに出入し、これらの内部で点検を行う際は、酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガス等の有無を、調査開始前と点検中は常時測定し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護用具等を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督職員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。

(3) 分水マンホール内の点検を行う際は、監視人による気象及びマンホール内作業環境の監視を常に行うこと。

(4) 点検中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督職員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により適切な措置を講ずること。

第 31 条 工程管理

- (1) 本業務については、出水期前の点検を兼ねて実施することから毎年5月末日までに完了し、速やかに点検結果を報告すること。
- (2) 受注者は、本業務に関して、あらかじめ工程表を提出するとともに、適切に工程管理を行うこと。

第6章 管きょ調査・診断業務

第32条 管渠診断業務

対象管渠を詳細に調査することにより、劣化、損傷等の状況を的確に把握し、改築・修繕の判断を行うことを目的とする。

第33条 業務の範囲

本業務の対象範囲は、対象施設一覧表に示す範囲とする。

第34条 現場での調査体制等

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに、管理技術者を定めること。また、管理技術者の技術的管理の下に現場での調査体制を確立し、適切に調査作業を行わなければならない。
- (2) 調査業務における現場での調査責任者は、管路調査技師（※）以上の技術経験を有する者とし、調査業務における報告書の作成責任者は、管理技師（※）以上の技術経験を有するものとする。この要件は、当人が所属する事業主が発行する業務経歴書等を受注者が発注者へ提出し、確認することとする。※下水道施設維持管理積算要領－管路施設編－2020年版－（公益社団法人 日本下水道協会）P19表1-2-13参照
- (3) 管路内の調査を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ所定の業務に従事させること。
- (4) 受注者は、善良な調査員を選定し、秩序正しい調査を行わせ、かつ、熟練を要する調査には相当の経験を有する者を従事させること。
- (5) 受注者は、適正な調査を図るとともに、そのために十分な数の調査員を配置すること。

第35条 工程管理

- (1) 受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を行うこと。
- (2) 受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、監督職員と協議したうえで必要な措置を講じて、調査の円滑な進行を図ること。
- (3) 受注者は、毎月末、出来高報告書により、調査の進捗状況を監督職員に報告すること。
- (4) 日程の都合上、履行期間に含まれていない日（祝日、休日等）に調査を行う必要がある場合は、あらかじめ、その調査内容、調査時間について監督職員の承諾を得ること。

第36条 調査記録写真

受注者は、次の各項に従って調査記録写真を撮影し、調査完了時には、工種毎に、工程順に編集したものを調査記録写真帳に整理し、完了届に添付して監督職員に提出すること。

- (1) 撮影は、保安施設の状況、TVカメラ等使用機械の設置状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況のほか、監督職員が指定する内容について行うこと。
- (2) 写真には、件名、撮影場所、撮影対象及び受注者名を明記した黒板を入れて撮影すること。
- (3) 一枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。
- (4) 写真は、原則としてカラー撮影とし、その大きさはサービス版とすること。

第37条 設計点検の受検

- (1) 本業務は業務完了後に提出された成果品について、別途発注の業務による設計点検を受

検する場合がある。

- (2) 設計点検により指摘された内容は、受注者が確認を行い、設計ミスと判明した場合は速やかに修正等の措置を行わなければならない。

第 38 条 設計点検チェックリスト

本業務においては、設計担当者が「設計点検チェックリスト」を作成し、それを管理技術者が精査したものを成果品の一部として提出すること。なお、設計点検チェックシートの様式は 近畿地方整備局ホームページの以下のアドレスに掲載されているチェックシートを利用すること。

https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/consultant/inspection_sheet/inspection_sheet.html

第 39 条 安全管理

(一般事項)

- (1) 受注者は、公衆災害、労働災害及び物件災害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則並びに市街地土木工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- (2) 調査中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については調査計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。
- (4) 調査は晴天日の作業を行うものとし雨天時は行わない事。

(安全教育)

- (1) 受注者は、調査に従事する者に対して定期的に当該調査に関する安全教育を行い、調査員の安全意識の向上を図ること。
- (2) 受注者は、酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

(労働災害防止)

- (1) 現場の環境調査は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、調査に従事する者の安全を図ること。
- (2) マンホール、管渠等に入出し、またはこれらの内部で調査を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガス等の有無を、調査開始前と調査中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護用具等を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督職員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- (3) 管渠施設内の作業を行う場合は、入孔前のガス濃度測定及び換気の実施、監視人による気象及び管渠内作業環境の監視を常に行うこと。
- (4) 調査中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督職員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により適切な措置を講ずること。
- (5) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症対策として、「下水道管路管理業務における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（公益財団法人 日本下水道管路管理業協会 令和 2 年 5 月 1 4 日）」に準じた対策を行うこと。

(公衆災害防止)

- (1) 調査中は、常時調査現場周辺の居住者及び通行人の安全並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。

- (2) 調査現場には、下水道管路内調査工と明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 調査区域内には、交通誘導警備員を配置すること。
- (4) 調査に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い適切に行うこと。
- (5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督職員に提出すること。
- (6) 交通誘導警備員については、下表により配置人数を計上している。

作業名	配置箇所	人数/マンホール	標準配置人数
巡視・点検・管路調査	当該作業マンホール	2名/マンホール	2名

なお、「大阪府において交通誘導警備業務の検定合格警備員の配置が必要な路線」平成28年6月1日施行 大阪府公安委員会告示（平成27年11月2日第123号）の調査時は配置人数の内1名を交通誘導警備員Aの配置で計上している。

所轄警察等の打合せの結果又は、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

※ 「高速自動車国道」、「自動車専用道路」及び「都道府県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認めた認定道路」において、警備業者による交通誘導警備業務を行う場合、交通誘導警備検定〔1級又は2級〕の合格証明証の交付を受けた警備員の配置が必要となる。なお、交通誘導警備員A,Bの定義は以下のとおり。

交通誘導警備員A：警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員。

交通誘導警備員B：警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの。

第40条 その他

- (1) 受注者は調査にあたって、下水道施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万一事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、ただちに監督職員及び関係各官公署に報告するとともに、速やかに必要な措置を講ずること。
- (3) 前項の通知後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、ただちに本府に届けること。

第41条 一般事項

- (1) 調査対象にあたっては各処理場、ポンプ場の運転を実施している各管理センターと十分に打合せを行うこと。
- (2) 受注者は、調査計画書に調査箇所、調査順序等を定め、事前に監督職員に報告したうえで、調査に着手すること。
- (3) 調査にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラー等を使用するなど、必要な措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (4) 調査にあたり、仮締切りを実施する場合は、監督職員の承諾を得ること。この仮締切りは、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、調査中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水が生じる恐れがあるときは、ただちにこれを撤去すること。
- (5) 受注者は調査にあたり、騒音規制法、振動規制法等の公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。

- (6) 受注者が監督職員の指示に反して、調査を続行した場合及び監督職員が事故防止上危険と判断した場合は、調査の一時中止を命ずることがある。
- (7) 調査にあたり、道路その他の工作物を搬出土砂等で汚損させないこと。万一汚損させたときは、調査終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (8) 調査終了後は、速やかに使用機器、仮設物等を搬出し、調査箇所の清掃に努めること。

第42条 管路調査業務

(1) 調査計画書

受注者は調査にあたり、事前に次の事項を記載した調査計画書を提出すること。

なお、調査方法、写真撮影等について、目的を達成するにあたり、着手前に監督職員と十分協議のうえ作成し、その調査手法が調査会社と共有できるような工程管理が明確に反映されたものとする。

①調査概要

②現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）

③調査計画（使用機器、調査方法、実施工程表等）

④安全管理（保安対策、道路交通の処理方法、管渠内と地上の連絡方法、酸素欠乏空気・有毒ガス対策、天候の監視および作業の中止基準等）

⑤その他（調査手法の共有について）

(2) 調査機材

調査に使用する機材は常に点検し、完全な整備をしておくこと。

(3) 調査に必要な許可申請

調査にあたっては、必要な許可申請（道路使用許可申請等）を得ること。

(4) 調査内容

①マンホール蓋点検工

マンホール蓋の表裏面、受枠等の異常の有無を目視及びスケール測定により、設置基準による判定（耐荷重種別、浮上防止機能、転落防止機能の有無の確認）と損傷劣化による判定（外観、がたつき、表面摩耗、腐食、機能の作動、蓋・受間の段差、その他の損傷について目視、ゲージによる確認）を行うものとする。

②管路施設調査工 目視調査工

本管内に調査員が入り硫化水素による腐食とその程度や管路の布設状況、土砂等の堆積状況、管の破損、継手部の不良、管壁のクラック、接続管口、管のたるみ・蛇行、接続管の付き出し、油脂の付着、木根の侵入、侵入水等を調査し、写真撮影を行うものとする。

本管内の異常箇所の位置表示は、上流マンホール中心からの距離とする。写真は、調査月日、異常内容、発生場所等を明記した黒板を入れてカラーで撮影すること。撮影は、5mあたり3枚を標準とする。

異常箇所については、調査後、適切な判断ができるよう不良箇所の延長、大きさが分かるものであること。

③管路施設調査工 本管テレビカメラ調査工（小中口径・大口径）

下水道管渠内調査用テレビカメラ調査を用いて、地上からの遠隔操作により管内の状況を調査すること。

- ・水位が高く、流速が速い場所でも安全に調査できるものを使用すること。
- ・高感度テレビカメラを使用し、小口径でも鮮明な画像が得られること。
- ・異常箇所をクローズアップして確認できるものを使用すること。
- ・調査に使用する機材は常に点検し、完全な整備を行うこと。
- ・本管の調査にあたっては、管の損傷、継手部の不良、クラック、接続管口等に十分注意しながら全区間撮影（カラー）し、データをDVD等に収録すること。
- ・本管内の異常箇所の位置表示は、調査開始位置からの距離とし、正確に測定すること。

・管渠内に異常が発見された場合は、映像の録画とは別に、モニターから写真撮影を行うものとする。これらの撮影内容については、事前に監督職員と協議し、承諾を得ること。

④マンホール目視調査工

調査員がマンホールに入り、マンホールの異常の有無を目視及びテストハンマースケール等を用いて調査する。流入管・流出管・流域関連公共下水道からの接続管は、管口からライトで内部を照らし可視範囲を目視により調査する。

撮影は1箇所あたり3枚を標準とする。

(5) 調査時間

本業務は下表による作業時間を想定している。

ただし、警察協議の結果、作業時間が変更になった場合は、設計変更協議の対象とする。

区 分	作業時間
昼間作業	標準作業時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
夜間作業	標準作業時間 2 1 : 0 0 ~ 6 : 0 0
夜間作業 (時間的制約あり)	標準作業時間 0 : 0 0 ~ 4 : 0 0

第 43 条 診断

調査結果を基に、異常の程度を診断し、措置（修繕または改築）の要否及び劣化ランク判定基準に基づき劣化・不良状況の判定を行う。

具体的には、下記の内容について整理、検討するものである。

(1) 異常の程度の診断

硫化水素による腐食や破損・欠損やクラック等の変状を適切な判定基準に基づきランク付けを行い整理する。

(2) 劣化原因の考察

修繕または改築の措置が必要とされたものについて2次調査の必要性を整理する。

(3) 腐食の進行具合の検証

現地調査の際、腐食が確認された箇所については、その時点での腐食深さを把握し、今後の腐食の進行具合を検証すること。

(4) 緊急度の判定

緊急度の判定は修繕または改築の措置が必要とされたものについて、適切な判定基準を設定しその実施時期を定める。

(5) 措置（維持、修繕または改築）の要否

診断結果を総合的に判断し、通常の維持管理では対応できないと判断される場合には、修繕または改築の診断を行う。なお、判定基準については、「大阪府下水道管路施設調査業務における運用マニュアル」により行うこととする。

第 44 条 その他

①調査箇所において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異常を発見した場合は、速やかに監督職員に報告すること。

②設計図書に特に明示していない事項であっても、調査の遂行上、当然必要なものは受注者の負担において処理すること。

第7章 修繕設計業務

第45条 目的

本業務は、設計対象施設（管きょ・マンホール）において、管渠調査診断の結果から経年劣化による損傷が確認されているため、修繕工法により長寿命化を図ることを目的として実施設計を行うものである。

なお、過年度の管渠診断結果等の成果をもとに、管きょ・マンホールの修繕工法の比較検討を行い、資機材搬入出等の仮設方法を踏まえた最適な工法を選定し、修繕工事を実施するために必要な設計図面、数量計算書等の作成を行うこと。

また、受注者は、この目的の意図するところを十分理解し、豊富な経験及び知識をもって作業を進めなければならない。

第46条 設計範囲

(1) 位置

設計範囲は下記に示す範囲とする。

(2) 対象延長・箇所

(イ) 管きょ修繕工法 486.6m

(ロ) マンホール更生工法 1箇所

(3) 施工法の比較検討 1式

(4) 報告書作成 1式

(5) 設計協議 1式

第47条 調査

(資料の収集)

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支承物件（電柱、架空線等）については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

(現地踏査)

設計対象区域について踏査し、道路状況等現地を十分に把握しなければならない。

第48条 設計細則（下水道管きょ修繕・マンホール更生の実実施設計）

実施設計では下水道管きょ修繕・マンホール更生実施計画に基づく管路施設の実実施設計を行い、工事着手に必要な図書を作成する。

(調査)

調査とは資料収集、現地調査、地下埋設物調査、現地作業、既設管調査であり、業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支承物件（電柱、架空線等）については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

(設計計画)

下水道管きょ修繕・マンホール更生実施計画で決定された内容に基づき、選定された最適工法について管きょ修繕工法及びマンホール更生工法の計画を立案する。

また、既存資料から問題点を整理し、仮排水、換気計画等を併せて検討する。

(各種計算)

(1) 管きょ修繕工法

換気計算、流量計算、工程計算等を行う。

(2) マンホール更生工法

既設マンホールの強度の照査(現場打ちマンホール)、腐食速度(腐食による劣化が明らかな場合)、マンホール本体の構造計算(既設構造を改変する場合等)、更生材の構造計算(必要に応じ)、仮設計算、換気計算、流量計算、工程計算等を行う。

(設計図の作成)

作成する主要な設計図は、次のとおりとする。

(1) 管きょ修繕工法

位置図、平面図、縦断面図、構造図、仮設参考図等

(2) マンホール更生工法

位置図、平面図、構造図、仮設参考図等

(数量計算)

(1) 管きょ修繕工法

施工種別、管径ごとに施工箇所数を求め、材料等の数量を算出する。

(2) マンホール更生工法

マンホールごとに更生材の材料、仮設、補助工法等の数量を算出する。

(管きょ修繕工法の比較検討)

管きょ修繕工法の選定は管きょの老朽化、損傷状態に対応した最適工法を選定する。選定にあたり、措置を必要とする箇所の管径、損傷状態、既存水量等を勘案し、比較検討を行い、最適工法を決定する。

(マンホール更生工法の比較検討)

マンホール更生工法の選定はマンホールの老朽化、損傷状態に対応した最適工法を選定する。選定にあたり、マンホールの形状・規模、損傷状態、既存水量等を勘案し、比較検討を行い、最適工法を決定する。なお、マンホール更生工法では、ライニング材、パネル等を用いた更生工法だけではなく、防食工法等の修繕工法、再設置も含む。

(報告書作成)

報告書では、当該設計にかかるとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的、概要、位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、既存水量、管内の状況、管路の損傷状態、施工方法、工程表等を取りまとめるものとする。

第8章 改良設計業務

第49条 目的

本業務は、設計対象施設(管きょ・マンホール)において、管渠調査診断の結果から経年劣化及び硫化水素等による腐食が進行しているため、管更生工法等による長寿命化及び耐震化を行うべく、実施設計を行うものである。

マンホールについては、開口部があるため管更生以外の手法も含め長寿命化及び耐震化の検

討を行うこととする。

なお、過年度の管渠診断結果等の成果をもとに、管きょ・マンホールの改築工法の比較検討を行い、資機材搬入出等の仮設方法を踏まえた最適な工法を選定し、改築（管更生等）工事を実施するために必要な設計図面、数量計算書等の作成を行うこと。

また、受注者は、この目的の意図するところを十分理解し、豊富な経験及び知識をもって作業を進めなければならない。

第 50 条 設計範囲

設計範囲は下記に示す範囲とする。

(1) 位置

設計範囲は対象施設一覧表に示す範囲とする。

(2) 対象延長・箇所

(イ) 管きょ管更生 215m
(標準マンホールを含む) 5箇所)

(ロ) マンホール更生工法（特殊マンホール） 9箇所

(3) 構造物調査 1式

(4) マンホール更生工法の比較検討 1式

(5) 報告書作成 1式

(6) 設計協議 1式

第 51 条 下水道施設設計（管きょ・マンホール）

（コンクリート腐食状況調査）

設計対象施設において、下記に示すコンクリート腐食劣化状況の調査を実施すること。

(1) 調査項目

下記に示すとおり。

調 査		項 目	備 考
鉄筋	はつり検査	鉄筋被り測定 (はつり出し、補修、廃棄物処分含む) (中性化深さ測定含む)	①壁、天井各2箇所実施 ②壁、天井各1箇所実施
	鉄筋の引張強度試験	鉄筋の引張強度試験 (はつり出し、補修、廃棄物処分含む)	同上
コンクリート	コア採取検査	コア採取	同上
		圧縮強度試験	同上
		中性化深さ試験	同上

(2) 資機材搬入箇所

管渠内作業における資機材や作業員の出入は設計対象施設のマンホール（φ600）とする。

(3) 調査時間及び調査時期

管渠内作業は、上下流に位置するポンプ場の汚水ポンプの停止又は低水位運転等の運転調整が必要となることから事前に水みらいセンター（各管理センター）と調整を実施した時間帯にお

いて実施することとする。

ただし、ポンプ場の流入水量や前日又は当日の降雨状況、他の幹線での管渠内作業状況によっては、ポンプの運転調整ができない場合もあるため、留意すること。

なお、調査実施にあたっては、「供用中の管渠等における調査、工事等にかかる作業運用マニュアル(案)令和4年12月(東部流域下水道事務所維持管理課)」に基づき実施することとし、作業中止基準や緊急時の連絡体制等について、管理者である管理センターと協議のうえ実施するものとする。

(4) 管きょ内作業の安全確保

当該幹線は合流式下水道であり、雨天時には雨水の流入が想定されることから、作業中の安全確保について、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策手引き(案)」等を参考に安全対策を定め、調査計画書に記載すること。また、酸素欠乏等危険場所での作業となるため、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等の関係法令を遵守すること。

第9章 伏越し管きょ内清掃工

第52条 目的

伏越し管きょ内清掃業務は、伏越し管きょ内に堆積する土砂及び汚泥の清掃除去及び収集運搬を実施するものである。

第53条 実施期間

伏越し管きょ内の清掃業務の実施期間は、原則として、非出水期(11月～5月末)の期間に実施するものとする。

ただし、天候等により作業が実施できない場合は、別途協議によるものとする。

(水替工)

(1) ポンプ運転

ポンプ排水(作業時排水 口径150mm)を現場ごとに1回を計上しているが、作業上の制約、作業条件により、これによりがたい場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(2) ポンプ搬入・搬出

ポンプの搬入・搬出は、地上部からマンホールインバートまでは重機を使用して吊上げ、吊下げとしているが、作業上の制約、作業条件により、これによりがたい場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(2) 多目的モバイルポンプユニット

既設マンホール又は管きょからの漏水等が見込まれる箇所については、大容量の自吸式多目的モバイルポンプユニット(4.7m³/min)(同等以上の排水能力)を使用する計画としているため、現地での配置計画などを含め、綿密に施工計画を作成し、作業を実施すること。

(土砂清掃)

(1) 作業時間, 作業範囲等

作業にあたっては、道路使用許可条件を厳守して、実施すること。

(2) 土砂等の流下防止

作業にあたって、下流側に土砂等を流出させてはならない。万一 下流側に土砂等を流出させた場合は、影響区間の流出土砂等を受注者の責任で取り除くこと。

(3) 土砂等の積込み・運搬

- 1) 受注者は、作業にあたって、十分な運搬車両を配置すること。
- 2) 運搬車両は、あらかじめ施工計画書に記載すること。
- 3) 運搬車両は、その使用にあたって、土砂等の流出・飛散及び臭気の漏洩のおそれのない構造の車両とすること。
- 4) 積込みにあたっては、土砂等の飛散により、通行者及びその他の工作物を汚損させないように措置を講ずること。
- 5) 土砂等の運搬にあたっては、水切りを十分に行い、途中漏落しないような措置を講ずること。
- 6) 土砂等の運搬にあたっては、積載超過のないようにすること。

(機械による清掃作業)

(1) 高压洗浄車の使用にあたっては、高压により、管路施設を損傷することのないよう、吐出圧に留意すること。

(2) 高压洗浄車に使用する洗浄水は、供用汚水又は下水処理水を利用することとしているが、現場条件から使用が困難と判断される場合は、設計変更の協議の対象とする。

(搬出場所及び搬入・集積場所)

土砂清掃工における土砂及び汚泥の廃棄物等の、搬出場所及び搬入・集積場所は次表に示すとおりとする。

区分	名称	所在地
大東幹線(二) 土砂及び堆積下水汚泥	鴻池水みらいセンター	東大阪市北鴻池町 1-18
四條畷幹線 土砂及び堆積下水汚泥	鴻池水みらいセンター	同上
中央南幹線 土砂及び堆積下水汚泥	川俣水みらいセンター	東大阪市川俣二丁目 1-1

(運搬経路)

1. 各業務種別の作業内容は次表に示すとおりとする。なお、次表に示す、土砂及び汚泥等の地上部までの搬出方法、搬入場所までの運搬方法及び管渠内の堆積物除去方法については、設計金額算出にあたり採用している標準とする作業方法であり、これによりがたい場合は、監督職員との協議により、他の作業方法も可能とする。ただし、設計変更の対象としない。

工種	作業内容
吸泥車清掃工 9:00～17:00	(伏越しマンホール内清掃) ・本作業は、吸泥車と高压洗浄車とのセットを標準とし、作業員が伏越しマンホール内に入り、吸泥車のホースの先端を操作して、堆積している土砂等を直接吸い上げるまでの作業とする。 ・高压洗浄車は、作業員が入る伏越しマンホールの洗浄や堆積土砂等の切り崩しに使用する。
吸引車清掃工 9:00～17:00	(伏越し管きょ内清掃) ・本作業は、吸引車と高压洗浄車とのセットを標準とし、作業員が管きょ内に入り、吸引車のホースの先端を操作して、堆積している土砂等を直接吸い上げるまでの作業とする。 ・高压洗浄車は、作業員が入る伏越しマンホールの洗浄や堆積土砂等の切り崩しに使用する。

2. 各作業は、月曜日から金曜日まで（祝日、国民の休日及び振替休日を除く）とする。歩行者及び車両等に十分に注意すること。上記時間外での入退場の時間については、別途協議のうえ定めることとする。
3. 運搬搬入にあたり、道路交通法等の法規を遵守すること。（鴻池水みらいセンター及び川俣水みらいセンター内は10km/h以下で走行すること。）
4. 各作業時には、臭気・騒音・振動等による周辺影響対策を十分に施すこと。
5. 作業車の運転等により、場内道路等の施設を損傷しないよう、注意して施工すること。また、必要に応じて養生を行うこと。

（積載物の認定量）

以下により算出した運搬体積を、認定量（出来高数量）とする。

なお、受注者は事前に除去運搬搬入する汚泥量を把握し、出来高数量が増減する場合は、監督員と協議により、設計変更の対象とする。

運搬重量 = 総重量 - 空車重量

運搬体積 = 運搬重量 ÷ 比重

総重量：各水みらいセンター内に設置されたトラックスケールで計量された運搬車両の総重量

空車重量：計量証明事業登録事業者発行の運搬車両の空車重量

比重：発注者にて測定する搬出汚泥の比重

（使用車両）

（1）本業務に使用する運搬車輛は法による許可を受けた登録車輛（受注者の産業廃棄物収集運搬業許可申請書に記載された登録車輛）を使用すること。

（2）本業務に使用する運搬車輛は使用車種規制（NOx・PM）適合車等でなければならない。

（付帯工）

（1）足掛け金物既設撤去

既設の足掛け金物の撤去範囲及び方法等については、監督職員と協議の上、決定するものとする。

（2）足掛け金物使用材料

足掛け金物材料は、事前に監督職員の承諾を受けるものとする。

（仮締め切り）

（1）角落し材料

仮締切に使用する角落し材料は、監督職員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。

ただし、上流に浴水が生じるおそれがある時は、ただちにこれを撤去すること。

（2）仮締め切り範囲

伏越しマンホールについては、別途参考図（構造図）に示す位置に交互に角落し材料を設置し、仮締め切りを行うこと。

なお、設計計画で想定する水位（1m）を上回る場合は、設計変更の対象として協議を行うため、現地調査など状況が確認できる資料を作成し、提出すること。

（3）角落し材料の撤去

角落し材料は、作業及び撤去完了後、監督職員の指定する場所へ搬出することとする。

第54条 現場体制

（1）受注者は、契約締結後、すみやかに代理人、並びに修繕の技術及び経験を有する主任技術者定めるとともに現場に主任技術者を常駐させて、所定の業務に従事させること。

（2）管路施設内の作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所

定の業務に従事させること。

(3) 受注者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい作業を行わせ、かつ熟練を要する作業には、相当の経験を有する者に従事させること。

(4) 受注者は、適正な作業の進捗を図るとともに、そのために十分な数の作業員を配置すること。

(5) 管渠施設内の作業を行う場合は、入孔前のガス濃度測定及び換気の実施、監視人による気象及び管渠内作業環境の監視を行うこと。

第55条 作業記録写真

受注者は、次の各項に従って、作業記録写真を撮影し、作業完了時には、工種ごとに工程順に編集したものを、作業記録写真帳に整理し、完了届に添付して監督員に提出すること。

(1) 管きょ内から、作業前後の状況を同一方向で撮影すること。

ただし、管きょ内からの撮影が困難な場合は、他の適切な方法で撮影を行うこと。

(2) 人力または機械の別による作業状況を、背景を入れて撮影すること。

(3) 写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び受注者名を明記した黒板を入れて撮影すること。

(4) 一枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。

(5) 写実は、原則としてカラー撮影とし、その大きさはサービス版とすること。

第56条 損害賠償及び補償

(1) 受注者は、下水道施設に損害を与えた時は、ただちに監督員に報告し、対応について協議とともに、すみやかに原状復旧すること。

(2) 受注者は、作業にあたり、万一、注意義務を怠つたことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

第57条 安全管理

(一般事項)

(1) 受注者は、公衆災害、労働災害及び物件災害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則並びに市街地土木工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。

(2) 作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。

(3) 事故防止を図るため、安全管理については施工計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

(4) 作業は晴天日の作業を行うものとし、雨天時の影響を受ける場合は原則行わないこと。

(安全教育)

(1) 受注者は、作業に従事する者に対して定期的に当該調査に関する安全教育を行い、あ s 業員の安全意識の向上を図ること。

(2) 受注者は、酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

(労働災害防止)

(1) 現場の環境作業は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。

(2) マンホール、管渠等に出入し、またはこれらの内部で作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガス等の有無を、作業開始前と作業中は常時調査する濃度監視員を配置し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護用具等を常備すること。

なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督職員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。

(監視員の配置について)

監視員の配置条件については、下表のとおりとし、事前調査等の結果又は、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

工種	配置場所	監視人	備考
仮締め切り設置から撤去までの各工種	当該マンホール	1名/箇所	

(3) 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督職員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により適切な措置を講ずること。

(4) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。

第10章 管きよ内汚泥除去運搬

第58条 目的

汚泥除去運搬業務は、寝屋川流域下水道大東門真増補幹線及び門真寝屋川（二）増補幹線内に堆積する汚泥の除去及び収集運搬を実施するものである。

第59条 実施期間

汚泥除去運搬の実施期間は、毎年度4月1日から4月30日までとする。

ただし、天候等により作業が実施できない場合は、別途協議によるものとする。

第60条 搬入場所

汚泥除去運搬業務における汚泥及び汚泥に混在する廃棄物等の、搬出場所及び搬入・集積場所は次表に示すとおりとする。

区 分	名 称	所 在 地
大東門真増補幹線 搬出場所（汚泥・塵芥）	太平ポンプ場内立坑	寝屋川市讃良西町7番21号
大東門真増補幹線 搬入場所（汚泥）	鴻池水みらいセンター	東大阪市北鴻池町1-18
	太平ポンプ場沈砂池	寝屋川市讃良西町7番21号
大東門真増補幹線 集積場所（塵芥）	太平ポンプ場内	寝屋川市讃良西町7番21号
門真寝屋川（二）増補幹線 搬出場所（汚泥・塵芥）	門真人孔	門真市松生町
門真寝屋川（二）増補幹線 搬入場所（汚泥）	鴻池水みらいセンター	東大阪市北鴻池町1-18

第61条 運搬対象物

汚泥除去運搬業務の運搬対象物は、増補幹線内に堆積する以下のものとする。

(1) 概要

種 類：汚泥

性 状：水分を多量に含み、少量の廃プラスチック類等の廃棄物が混在している場合がある。

除去運搬予定量：

大東門真増補幹線（太平ポンプ場内の立坑内堆積含む） 約 4 3 2 m³

門真寝屋川（二）増補幹線（特殊マンホール内の堆積含む） 約 1 5 6 m³

※除去運搬する汚泥量は、流入する下水の状況等により変化する場合がある。

（2）廃棄物データシート（WDS）等

WDS：別紙のとおり

第62条 運搬経路

運搬経路については、事前に届出を行った一般公道を通行すること。なお、センター内の運搬経路については、鴻池管理センターと協議調整したうえで決定した経路とする。特別な事情がない限りは、この運搬経路以外を通行してはならない。

第63条 業務内容

汚泥除去運搬業務の主な内容は次のとおりとする。

（1）各業務種別の作業内容は次表に示すとおりとする。

なお、次表に示す、汚泥等の地上部までの搬出方法、搬入場所までの運搬方法及び管渠内の小運搬方法については、設計金額算出にあたり採用している標準とする作業方法であり、これによりがたい場合は、監督職員との協議により、他の作業方法も可能とする。ただし、設計変更の対象としない。

業務種別	作業内容
汚泥除去工	<p>■ 太平ポンプ場内立坑</p> <p>[特殊強力吸引車運転工（除去）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管渠内に堆積した汚泥を、太平ポンプ場内立坑又は特殊マンホールから特殊強力吸引車等にて地上部に搬出する。
管きょ内汚泥運搬工	<p>■ 増補幹線内（立坑及び特殊マンホール内の汚泥は除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管渠内に堆積した汚泥（少量の廃プラスチック類等の廃棄物を含む）を、立坑及び特殊マンホールの地上部に搬出可能な位置まで、人力等により管渠内を小運搬する。 ・管渠内に堆積した汚泥に含まれる廃プラスチック類等を分別する。 ・分別した廃プラスチック類等は、立坑及び特殊人孔電動クレーンにて、地上部に搬出する。 ・地上部に搬出した廃プラスチック類等は、場内の指定箇所を集積する。
汚泥運搬搬入工 鴻池水みらいセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・地上部に搬出した汚泥を、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行令第6条に規定する車両にて、太平ポンプ場内立坑又は特殊マンホールから鴻池水みらいセンター内の指定箇所まで運搬・搬入する。
汚泥運搬搬入工 太平ポンプ場場内沈砂池 ※大東門真増補幹線のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・地上部に搬出した汚泥を車両にて、太平ポンプ場内立坑から場内の指定箇所（沈砂池投入口）まで運搬・搬入する。

- (2) 各作業は、原則月曜日から金曜日まで（祝日、国民の休日及び振替休日を除く）とする。太平ポンプ場内立坑又は特殊マンホールからの搬出・鴻池水みらいセンター内への搬入時間は、原則午前9時から正午までと午後1時から午後4時までとし、歩行者及び車両等に十分に注意すること。上記時間外での入退場の時間については、別途協議のうえ定めることとする。
- (3) 運搬搬入にあたり、道路交通法等の法規を遵守すること。（太平ポンプ場内及び鴻池水みらいセンター内は10km/h以下で走行すること。）
- (4) 各作業時には、臭気・騒音・振動等による周辺影響対策を十分に施すこと。
- (5) 各作業にあたっては、事前に鴻池管理センターと協議・調整を行うと共に、その日の作業開始前及び作業終了後には、鴻池管理センターに連絡を行うこと。
- (6) 作業車の運転等により、場内道路等の施設を損傷しないよう、注意して施工すること。また、必要に応じて養生を行うこと。

第64条 積載物の認定量

積載物の認定量は、以下により算出した運搬体積を、認定量（出来高数量）とする。

なお、受注者は事前に除去運搬搬入する汚泥量を把握し、出来高数量が増減する場合は、監督員と協議により、設計変更の対象とする。

$$\text{運搬重量} = \text{総重量} - \text{空車重量}$$

$$\text{運搬体積} = \text{運搬重量} \div \text{比重}$$

総重量：鴻池水みらいセンター内に設置されたトラックスケールで計量された運搬車両の総重量

空車重量：計量証明事業登録事業者発行の運搬車両の空車重量

比重：発注者にて測定する搬出汚泥の比重

- 2 鴻池水みらいセンターへの搬入については、鴻池水みらいセンター内に設置されたトラックスケールを使用すること。
- 3 太平ポンプ場内の運搬及び搬入は、受注者により簡易トラックスケールを設置し、計量したものを認定量の算定に用いるものとする。その他の方法により認定量を算定する場合は、監督職員と協議により決定する。

第65条 使用車両

汚泥除去運搬業務に使用する運搬車両は、関係法令による許可を受けた登録車輛（受注者の産業廃棄物収集運搬業許可申請書に記載された登録車輛）を使用すること。

- 2 汚泥除去運搬業務に使用する運搬車輛は使用車種規制（NO_x・PM）適合車等でなければならない。

第66条 交通管理

汚泥除去運搬業務において、汚泥搬入出にあたり下記の交通誘導警備員を配置すること。

区分	配置場所
----	------

交通誘導警備員A	鴻池水みらいセンター
	門真人孔（特殊マンホール）
交通誘導警備員B	太平ポンプ場場内

交通誘導警備員について、再委託する場合は、予定するすべての警備業者について再委託承諾書をあらかじめ大阪府に提出すること。

第 67 条 安全対策

受注者は、公衆災害、労働災害及び物件災害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則並びに市街地土木工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。

- 2 作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。
- 3 事故防止を図るため、安全管理については業務計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。また、業務計画書には、本業務の特性及び現場条件等を踏まえて、以下の視点により注意事項及び対応策を記載すること。
 - ・ 供用中の立坑内及び管渠内での作業となることから、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等 安全対策の手引き（案）」平成 20 年 10 月（局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策検討委員会）を参考にすること。
 - ・ 立坑内及び管渠内での作業となることから、酸素欠乏等防止に関すること。
 - ・ 墜落転落防止（吸引ホースの据付、撤去作業を含む）に関すること。

第 68 条 安全教育

受注者は、作業に従事する者に対して定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。

- 2 受注者は、酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

第 69 条 労働災害防止

現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。

- 2 立坑、管渠に出入し、またはこれらの内部で作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガス等の有無を、その日の作業を開始する前に測定を行うとともに、作業中も継続して作業者の近くの濃度の測定を行い、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護用具等を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督職員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。

なお、搬出場所での既設の換気設備は次表に示すとおりである。

搬出場所	換気設備
太平ポンプ場内立坑	シロッコファン、#5D×32, 300m ³ /h
門真人孔（特殊マンホール）	同上

- 3 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるととも

に、監督職員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により適切な措置を講ずること。

4 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者を配置すること。

第70条 その他注意事項

汚泥除去運搬業務を実施するにあたり、下記の注意事項に十分留意すること。

- (1) 使用車両の選定については、別紙図面を参考にし、産業廃棄物の搬出現場、関連施設、搬出状況等十分な下見及び検討を行うこと。
- (2) 産業廃棄物の発生状況により、積載量が満載に満たない場合の搬出もある。
- (3) 汚泥除去運搬業務の実施に際しては、新型コロナウイルス感染の感染拡大防止対策を徹底するものとし、国土交通省の「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」等を参考に、適切に対応すること。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、個別の現場に関わる対策が必要と求められる対策に必要な費用については、受発注者間で協議を行い、必要と認められる対策については、業務計画書へ反映し、確実に履行を行うものとし、設計変更の対象とする。

なお、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」は国土交通省のホームページ（以下のURL参照）に記載している。

（ https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tkl_000181.html ）

※熱中症対策のため、夏期の気温・湿度が高い時期においては、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合にはマスクを外すほか、上記のガイドラインに記載の「新型コロナウイルス対策に伴う熱中症リスク軽減等のための取組事例」等を参考として、現場の状況に応じた熱中症対策に取り組むこと。

- (4) 台風等により大阪府に气象台から気象警報（暴風・波浪・高潮・津波警報いずれか）が発令された場合には搬出は停止する。

第71条 事務手続き等

事務手続等については、次の各号に定めるとおり行うものとする。

- (1) 発注者は、運搬業務を必要とする場合は、数量、履行期間その他の必要な事項を記載して配車依頼書を作成し、受注者に交付するものとする。
- (2) 受注者は、配車依頼書に異議がない場合は、速やかに発注者に回答するものとする。
- (3) 受注者は、業務が完了したときは、翌月10日までに、業務の完了を証明する書類、完了届等を発注者に提出しなければならない。

第72条 積算上の運搬距離等

汚泥除去運搬業務における運搬車両の積算上の条件は次のとおりである。

なお、運搬距離は積算上用いたものを参考に例示したものであり、発生場所から受注者の処分場までの運搬距離に相違があっても設計変更の対象とはしない。

発生場所	車両	距離
太平ポンプ場立坑（鴻池水みらいセンター）	10t 特殊汚泥吸引車	6.0 km
太平ポンプ場立坑（太平ポンプ場場内沈砂池）	10t 特殊汚泥吸引車	0.1 km
門真人孔（鴻池水みらいセンター）	10t 特殊汚泥吸引車	3.7 km

第73条 その他

その他の事項については次のとおりとする。

- (1) 本仕様書に記載なき事項は共通仕様書によるものとする。
- (2) 本仕様書に疑義が生じた場合は、両者協議のうえ定めるものとする。

第 11 章 修繕工事一般事項

第 74 条 4 週 8 休の取組み

【発注者指定型】

本工事の実施にあたっては、受発注者双方が綿密な工程調整を行うことにより、原則、週休 2 日を確実に取得できるような施工計画を作成した上で工事に着手しなければならない。また、工事現場において 4 週 8 休対象工事である旨を工事看板等で明示するよう努めるものとする。

なお、地域住民対応等で土曜日・日曜日の施工が必要となった場合は、監督員と協議のうえ、振替休工日を取得することにより、4 週あたり 8 日間の休工日（書類整理等内業も行わない）を確保するよう努めなければならない。

この場合、休日（夜間）作業承諾書に必要事項を記載し、監督職員の承諾を得ること。また、本工事は 4 週 8 休の取得に係る費用を計上しているが、達成状況に応じて契約変更を行う。

※ 4 週 8 休工事実施要領は大阪府都市整備部「技術情報」のホームページに掲載している。
(https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/giken/4syu8kyu_kouji.html)

第 75 条 工程管理

- (1) 受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。
- (2) 予定の工程表と、実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて、作業の円滑な進行を図ること。
- (3) 受注者は、毎月末、所定の様式により、作業の進捗状況を監督員に報告すること。
- (4) 日程の都合上、履行期間に含まれていない日（祝日、休日等）に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ、その作業内容、作業時間等について、監督員の承諾を得ること。

第 76 条 建設副産物

（特定建設資材の分別解体等・再資源化等への適切な措置）

本業務における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、契約書の「解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

①分別解体等の方法

（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合）

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※ 「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない

②再資源化等をする施設の積算上の所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設名	所在地	摘要
アスファルト塊（掘削）	日本道路(株)大成ロテック 大阪アスコン 共同体	大阪府高槻市西大肚町	夜間受入

※上記②については積算上の条件明示であり、再資源化施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

再生資源利用計画書等の作成

(1)受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づく再生資源利用計画又は再生資源利用促進計画の作成が必要な工事の場合、それらの計画及び実施状況を記載する様式（以下、「再生資源利用【促進】計画書（実施書）」という。）については、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」（（一財）日本建設情報総合センター（JACIC））にデータ登録すること。また、これにより難しい場合は監督職員との協議により、国土交通省指定のエクセル様式にデータ入力を行うことで、建設副産物情報交換システム（COBRIS）登録に代えることができる。

(2)受注者は、再生資源利用【促進】計画書（実施書）を工事完成後1年間保管しなければならない。また、計画書および実施書を各1部ずつ印刷して監督職員に提出し確認を受けなければならない。

(3)受注者は、設計図書において建設副産物情報交換システムの登録対象工事であることが明示されている場合は、施工計画作成時、工事完成時及び登録情報の変更が生じた時に速やかにデータの入力又は更新を行わなければならない。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

(4)受注者は、設計図書において建設副産物情報交換システムの登録対象工事であることが明示され、土量、土質、土工期等に変更があった場合、監督職員の確認を受け、速やかにシステムのデータ更新を行い、その更新について監督職員に報告を行わなければならない。なお、これにより難しい場合には、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

第77条 施工管理

（試験・規格値）

品質及び出来形の規格値は、土木工事施工管理基準及び規格値によるものとする。

第78条 安全工事施工推進

（工事中の安全確保）

受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運用は受注者の責任において行わなければならない。受注者に諸法令又は仕様書等の違反があったとき、または受注者の責による工事事態等が発生したときは、発注者から「文書注意」や「口頭注意」等の措置を行う場合がある。特に繰返し事故については、十分注意すること。

第79条 環境対策

（低騒音型の使用）

「当初設計から指定された建設機械を採用する場合」

本工事の施工にあたっては「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機発第58号）に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図る地域であるため、「低騒音

型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年度建設省告示第1536号)に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。ただし、これにより難しい場合は、必要書類を提出し監督職員と協議するものとする。

(超低騒音型の使用)

「超低騒音型建設機械を使用する必要がある場合」

本工事の施工にあたっては「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和62年3月30日建設省経機発第58号)に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図る地域であるため、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年建設省告示第1536号)に基づき指定された下記の超低騒音型建設機械を使用するものとする。ただし、これにより難しい場合は、必要書類を提出し監督職員と協議するものとする。

第80条 官公庁への手続等

受注者は、本工事の着手にあたり、工事に関する協議等が必要となるため、協議に要する資料作成及び申請を行い、許可を得ること。また施工に先立ち、地元への工事説明資料を作成し監督職員の承諾の上、工事説明資料を配布すること。

第81条 法令等の遵守

受注者は、修繕作業を実施するにあたり、法律及びこれに関連する法令・条例・規則等を遵守しなければならない。使用人に対する諸法令等の運用・適用は、受注者の負担と責任のもとで行うこと。なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受注者の責任において行うこと。

第82条 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

第83条 地先住民等との協調

(1) 受注者は、作業を実施するにあたり、必要に応じて地先住民等に作業内容を説明し、理解と協力を得ること。

(2) 受注者は、地先住民等からの要望、もしくは地先住民等と交渉があった時は、遅滞なく監督員に申し出て、対応について協議すること。地先住民等に対しては、誠意を持って対応し、その結果をすみやかに報告すること。

(3) 受注者は、いかなる理由があっても、地先住民等から報酬、または手数料等を受け取ってはならない。なお下請負人及び使用人等についても、上記の行為の内容について、十分監督指導する。

(4) 下請負人等が前項の行為を行った時は、受注者がその責任を負うこと。

第12章 管きょ内修繕工事

第84条 工事期間

管きょ修繕工は、供用中の下水道管渠内での施工かつ上下流のポンプ場の運転調整を必要とすることから、原則として非出水期間中(11月から5月末)の作業とし、毎年度5月末までにすべての作業を完了すること。なお、天候等により作業が実施できない場合は、別途協議によるものとする。

第85条 交通安全管理

(保安施設)

本工事で使用する保安施設については、「道路工事保安施設設置基準(案)」によるものとする。なお、保安施設標準様式図6-⑥の表示内容は以下を記入するものとする。

[表示内容]

この工事は、老朽化により劣化した下水道管きょ・マンホールの修繕工事を行っています。

(交通誘導警備員の配置について)

交通誘導警備員の配置条件については、下表のとおりとし、道路管理者及び所轄警察署の打合せの結果又は、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

工種	配置場所	交通誘導警備員	編成	交代要員	備考
管きょ修繕工(中央南幹線)	該当マンホール	A	1人	なし	
〃	〃	B	3人	なし	
管きょ修繕工 (枚岡河内南(一)(東))	当該マンホール	B	2人	なし	
管きょ修繕工 (枚岡河内中央幹線及び枚岡河内南(一)(西))	該当マンホール	A	1人	なし	
〃	〃	B	3人	なし	

※ 「高速自動車国道」、「自動車専用道路」及び「都道府県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認めた認定道路」において、警備業者による交通誘導警備業務を行う場合、交通誘導警備業務検定〔1級又は2級〕の合格証明証の交付を受けた警備員の配置が必要となる。なお、交通誘導警備員A,Bの定義は以下のとおり。

- ・交通誘導警備員A：警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員。
- ・交通誘導警備員B：警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの。

(交通誘導警備員の配置にかかる再委託承諾書の提出)

交通誘導警備員の配置にかかる再委託承諾書については、提出を必要としない。

第86条 施工時期等の変更

(施工時間)

施工は、夜間作業とし、作業時間（休憩時間を含む）は、下記のとおりとするが、関係機関等と協議の結果、変更が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

工種又は種別・細別	時間帯	期間*
管きょ修繕工(管きょ内作業)中央南幹線	作業開始：23:00 作業終了：6:00	管きょ内作業時
管きょ修繕工(管きょ内作業)枚岡河内中央幹線及び枚岡河内南(一)幹線	作業開始：0:00 作業終了：4:00	管きょ内作業時

(時間的制約を受ける作業)

本工事の作業時間帯は、下表に示すとおりとする。なお、関係機関等との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は、速やかに設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

工種又は種別・細別	時間帯	期間*
管きょ修繕工（管きょ内作業）枚岡河内中央幹線及び枚岡河内南（一）幹線	作業開始： 0：00 作業終了： 4：00	管きょ内作業時

第 87 条 修繕工

（一般事項）

（１）受注者は、施工計画書に作業箇所、作業順序等を定め、事前に監督員に報告した上で、作業に着手すること。

（２）作業にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラ等を使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。

（３）作業にあたり、仮締切を必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ作業中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水が生じるおそれがある時は、ただちにこれを撤去すること。

（４）受注者は、作業にあたり、騒音規制法、振動規制法及び当市公害防止条例等の公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。

（５）監督員が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。

（６）作業にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させた時は、作業終了の都度、洗浄・清掃すること。

（７）作業終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃に努めること。

（修繕工）

（１）作業時間、作業範囲等

作業にあたっては、道路使用許可条件を厳守して、実施すること。

（２）Y字管工法及びVカット工法による修繕

１）Vカットの大きさ及び止水材や表面仕上げ材の種類については、監督員と協議して決定すること。

２）修繕箇所は、汚泥等によって、不完全な施工にならないよう、あらかじめ、清掃するとともに、作業完了後も、止水材の残材が管きょ内に残らないよう除去すること。

（異常時の処置）

受注者は業務の続行が困難になった場合は、その原因を把握し、ただちに監督職員に報告し指示を受けること。この場合においても、業務実施方法等を工夫し完遂に努めること。

第 13 章 マンホール蓋改良・修繕工事

第 88 条 現場発生品

本業務の施工により発生する現場発生品（マンホール蓋・枠）については、受注者の責任において運搬・処分をするものとする。

スクラップ調書

名称	形状寸法	単位	数量	スクラップ証明	摘要
マンホール蓋・受枠	φ 600 mm T-25	組	11	要	GM デザイン型
同上	φ 600 mm T-25	組	20	要	SOGO-6-A
同上	φ 600 mm T-25	組	4	要	SOGO-6-B

同上	φ 600 mm T-25	組	1	要	SOGO-6-C
同上	φ 900 mm T-25	組	1	要	SOGO-9-A
同上	φ 600 mm T-14	組	18	要	SOGO-6-A
マンホール蓋・受枠	φ 600 mm T-14	組	1	要	SOGO-6-C
同上	φ 600 mm T-25	組	8	要	GM デザイン型
同上	φ 600 mm T-25	組	5	要	SOGO-6-A
同上	φ 600 mm T-14	組	1	要	SOGO-6-A

第 89 条 交通安全管理

(保安施設)

本工事で使用する保安施設については、「道路工事保安施設設置基準（案）」によるものとする。なお、保安施設標準様式図 6-⑥の表示内容は以下を記入するものとする。

[表示内容]

この工事は、舗装路面の破損や不陸を解消し、平坦で快適な道路とするため マンホール蓋の更新工事を行っています。

(交通誘導警備員の配置について)

交通誘導警備員の配置条件については、下表のとおりとし、道路管理者及び所轄警察署の打合せの結果又は、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

工種	配置場所	交通誘導警備員	編成	交代要員	備考
掘削工法①	該当マンホール	A	1人	なし	夜間
		B	2人	なし	夜間
	該当マンホール	B	3人	なし	夜間
掘削工法②	該当マンホール	A	1人	なし	夜間
		B	2人	なし	夜間
	該当マンホール	B	3人	なし	夜間
掘削工法③	該当マンホール	A	1人	なし	夜間
		B	3人	なし	夜間
円形工法	該当マンホール	A	1人	なし	夜間
		B	2人	なし	夜間
	該当マンホール	B	3人	なし	夜間
交差点部	該当マンホール	A	1人	なし	夜間
		B	4人	なし	夜間
	該当マンホール	B	5人	なし	夜間

※ 「高速自動車国道」、「自動車専用道路」及び「都道府県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認めた認定道路」において、警備業者による交通誘導警備業務を行う場合、交通誘導警備業務検定〔1級又は2級〕の合格証明証の交付を受けた警備員の配置が必要となる。なお、交通誘導警備員 A, B の定義は以下のとおり。

・交通誘導警備員 A：警備業者の警備員（警備業法第 2 条第 4 項に規定する警備員をいう。）で交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務

をいう。)に従事する交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員。
 ・交通誘導警備員B：警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの。

(交通誘導警備員の配置にかかる再委託承諾書の提出)

交通誘導警備員の配置にかかる再委託承諾書については、提出を必要としない。

第90条 施工時期等の変更

(施工時間)

施工は、夜間とし、作業時間(休憩時間を含む)は、21h～6h(交通規制は、22h～6h)とするが、関係機関等と協議の結果、変更が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第91条 材料

(マンホール蓋)

新設マンホール蓋は、新品を購入することとし、下記の規格及び機能と同等以上を有する製品とする。なお、一部の修繕取替工については、支給品とする。

マンホール蓋購入材料及び支給品の規格

名称	形状寸法	規格	単位	数量	区分
マンホール蓋・受枠	φ600mm T-25	GMデザイン型 もずやん	組	11	
同上	φ600mm T-25	SOGO-6-C 荒目(梯子付)	組	21	
同上	φ600mm T-25	SOGO-6-C 細目(梯子付)	組	5	
同上	φ600mm T-25	SOGO-9-B 荒目(梯子付)	組	1	
同上	φ600mm T-14	GMデザイン型 もずやん	組	18	
マンホール蓋・受枠	φ600mm T-25	GMデザイン型 もずやん	組	8	支給品
同上	φ600mm T-25	SOGO-6-C 荒目(梯子付)	組	5	支給品
同上	φ600mm T-14	SOGO-6-C 細目(梯子付)	組	1	支給品

(再生資材の利用)

再生資材を使用する場合は、下記により品質が適正なものであるか確認のうえ使用するものとする。

1) 再生資材を路盤材または舗装材として使用する場合は「舗装再生便覧」によるものとし、品質管理試験は、別表のとおりとする。

[別表]

工種	種別	必須項目	試験項目	試験頻度
アスファルト コンクリート 再生骨材	材料	○	アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装再生便覧による
		○	旧アスファルト含有量	
		○	旧アスファルト針入度	
		○	骨材の微粒分量試験	
再生用添加剤 (アスファルト系及び石油潤滑油系)	材料	○	動粘度	
		○	薄膜加熱後の粘度比	
		○	薄膜加熱質量変化率	
		○	密度	
		○	組成分析	

再 生 ア ス フ ァ ル ト	材 料	○	針入度	
		○	軟化点	
		○	伸度	
		○	トルエン可溶分	
		○	引火点	
		○	薄膜加熱質量変化率	
		○	薄膜加熱針入度残留率	
		○	蒸留後の針入度比	
		○	密度	

(緊急対応)

本業務の履行期間中における緊急対応（点検、補修、清掃等）について、仕様発注としているためマンホール蓋取替修繕及び管きょ内補修等の予定数量のうち、一部を設計変更協議の対象とし、緊急対応を優先実施することがある。

したがって、修繕工事においては、履行開始後速やかに履行期間中の緊急時の応援体制について、施工計画書又は業務計画書に記載することとし、受注者としての体制の確保に努めることとする。

また、点検、調査診断の結果、速やかに対応が必要となる劣化、腐食等が確認された場合、本業務に優先し、新たな修繕・改築設計又は修繕工事を実施することがある。その場合は設計変更協議の対象とする。

第 14 章 報告書

第 92 条 報告書の作成

1. スtockマネジメント計画策定、調査診断及び設計業務報告書

- (1) 報告書は、各基準に基づき作成すること。
- (2) 提出する成果品

- ①報告書 2部
- ②その他監督職員の指示するもの 2部

2. 統括管理業務の報告書

- (1) 業務日報、データ蓄積・管理業務の記録及び下水道共通プラットフォームに関するシステム操作、更新作業等の記録 各1部
- (2) 上記の業務については毎月報告書として提出し、監督職員の確認を受けること。

3. 修繕工事竣工図書

- (1) 竣工図書は、建設工事の各基準に基づき作成すること。
- (2) 提出する成果品
修繕工事図面、工事写真、施工管理竣工図書 一式
下水道台帳図（構造変更等を伴う場合） 一式

第 15 章 出来高数量の算出

第 93 条 数量の算出

受注者は委託業務及び工事の進捗に応じて出来形数量を算出しその結果を監督職員が指示する期日までに監督職員に提出するものとする。

第 16 章 協議打合せ等

第 94 条 協議打合せ等

業務における打合せは次のとおりとする。ただし、下記以外に監督職員が必要と認めた場合は、その指示に従うこと。

また中間打合せは、監督職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。

なお、打合せは原則として管理技術者が立会うものとする。
受注者は打合せ時以外においても、作業進捗状況を随時報告し、監督職員の指示を受けなければならない。

業務項目	打合せ時期（日時）	打合せ事項
ストックマネジメント計画策定業務	業務着手時（契約後速やかに）	業務全般について
	中間打合せ 5 回	業務遂行上必要な事項について 毎年度の見直し
	業務完了時（成果とりまとめ前）	成果品の取りまとめについて
管渠診断業務	業務着手時	業務全般について
	中間打合せ 10 回	業務遂行上必要な事項について
	業務完了時（成果とりまとめ前）	成果品の取りまとめについて
修繕設計業務	業務着手時	業務全般について
	中間打合せ 3 回	業務遂行上必要な事項について
	業務完了時（成果とりまとめ前）	成果品の取りまとめについて
改良設計業務	業務着手時	業務全般について
	中間打合せ 3 回	業務遂行上必要な事項について
	業務完了時（成果とりまとめ前）	成果品の取りまとめについて

第 17 章 設計審査会

第 95 条 設計審査会の開催

本業務は、設計審査会を以下のとおり開催するものとする。

なお、開催時期は、当初業務計画書に監督職員と協議のうえ定めるものとする。

また、監督職員と協議のうえ、設計審査会の回数は変更できるものとする。

業務項目	審査項目	回数
ストックマネジメント計画策定業務	修繕改築計画	1
管渠診断業務	調査及び診断結果の報告	1
修繕設計業務	設計計画及び実施方法	1
改良設計業務	設計計画及び実施方法	1
計		4

第 18 章 施工計画検討会

第 96 条 施工計画検討会の開催

本業務のうち建設工事に係る業務について、施工計画検討会を 1 回開催するものとする。

なお、開催時期は、当初の業務計画書に監督職員と協議のうえ定めるものとする。

第 19 章 モニタリング

第 97 条 セルフモニタリング

本業務は、管路管理における包括的民間委託を前提とした業務となっていることから、受注者自らでセルフモニタリングを実施することとする。

契約後、速やかにモニタリング計画書を作成し、監督職員の承認を得ること。また、モニタ

リング計画書には、下記の内容を記載することとする。

- 1) モニタリングの概要
書面、会議及び現地確認などの方法と内容、実施体制
- 2) 履行期間中のモニタリング
計画書、日報及び月報等の報告書、実施時期及び意見交換等
- 3) 毎年度のモニタリング報告の時期及び方法
- 4) 業務完了時のモニタリング
業務完了時の引継ぎ、改善事項など
- 5) モニタリング様式

第 20 章 業務完了時の引継ぎ

第 98 条 業務の引継ぎ

本業務の最終年度において、履行期間 2 ヶ月前から次期業務受託者との引継ぎ期間を設けることとし、業務の履行に必要な資料及びデータ等を円滑に引き継ぐものとする。

引継ぎ内容の詳細については、監督職員と協議の上、これを決定するものとする。

第 21 章 参照文献

第 99 条 参照文献

本業務において、使用する参照文献は下記のとおりとする。

1) 下水道用設計標準掛表－第 1 巻 管路、第 3 巻 設計委託－令和 4 年度	公益社団法人 日本下水道協会
2) 下水道施設維持管理積算要領－管路施設編－2020 年版－	
3) 下水道維持管理指針（総論編・マネジメント編）、（実務編）2014	
4) 下水道管路管理積算資料－2019－	公益社団法人 日本下水道管路管理業 協会
5) 下水道管路管理業務における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（公益財団法人 令和 2 年 5 月 14 日）	
6) 局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）平成 20 年 10 月	局地的な大雨に対する下水道 管渠内工事等安全対策委員会
7) 大阪府下水道管路施設調査業務における運用マニュアル（令和 3 年 6 月）	大阪府都市整備部 下水道室
8) 管渠診断委託報告書作成要領（令和 3 年 6 月）	
9) 局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き （案）平成 20 年 10 月	局地的な大雨に対する 下水道 管渠内工事等安全対策 委員会

第 100 条 資料の貸与及び返却

貸与する資料等は次のとおりとする。

資料等の名称	貸与および返却場所
過年度の管渠調査委託報告書	東部流域下水道事務所 維持管理課 管理グループ
寝屋川流域下水道 大東幹線（一）外 管渠補修実施設計委託（R2-1）報告書	〃
寝屋川流域下水道 中央南幹線外 管渠補修実施設計委託（R2-1）報告書	〃
寝屋川流域下水道外 下水道台帳電子化業務委託（R4-1）報告書	〃

対象施設の下水道台帳図面	〃
寝屋川流域下水道 門真寝屋川 (三) 増補幹線 (二) 外分水マンホール 角落し設置工事 提出書類	〃
増補幹線分水マンホール 堰高一覧表	〃